

答申第 500号

第 1 審議会の結論

公立大学法人名古屋市立大学（以下「実施機関」という。）が行った本件異議申立ての対象となる保有個人情報を一部開示とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 平成27年 5月22日、異議申立人は、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

平成〇年〇月〇日付け「ハラスメント申立に関する事実関係等について」（以下「本件提出文書①」という。）及び平成〇年〇月〇日付け「ハラスメント申立に関する事実関係等について」（以下「本件提出文書②」という。）をハラスメント審議会調査委員会に提出しているが、その取扱い等の分かるもの（決裁文書等を含む）並びにその管理状況の分かるもの（以下「本件請求文書」という。）

2 同年 6月 5日、実施機関は、本件開示請求に対して、次の（1）の保有個人情報を特定し、（2）の理由により一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

(1) 特定した保有個人情報（以下「本件行政文書」という。）

ア 平成〇年〇月〇日付け起案「ハラスメント申立に係る事実関係書類の受領について」決裁文書一式（以下「本件決裁文書」という。）

イ 第 2回調査委員会（平成〇年〇月〇日開催）の資料 抜粋

ウ 第 4回調査委員会（平成〇年〇月〇日開催）の資料 抜粋

エ 第 5回調査委員会（平成〇年〇月〇日開催）の資料 抜粋

オ 第 6回調査委員会（平成〇年〇月〇日開催）の資料 抜粋

カ ハラスメント審査会（平成〇年〇月〇日開催）の資料 抜粋

(2) 一部について開示をしない理由

条例第20条第 1項第 8号に該当

本件ハラスメント相談に係る関係者の事情聴取に関する情報及び関係

者が提出した資料は、これを開示すると、秘匿性の高い情報を提供した関係者の開示されないという期待と信頼を損なうため、開示されることによる異議申立人の利益を斟酌しても、当該関係者の権利利益を害するおそれがあると認められるため。

- 3 同年 7月22日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

処分を取り消し、請求内容を満たす行政文書を特定して、開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分については、当然、開示される文書等が特定されていない。存在しないとすれば、実施機関の文書管理が極めて杜撰であることを証明するものであり、理事長自ら陣頭指揮をとって、文書管理を適切に改革していただきたい。
- (2) 平成27年 5月22日、本件開示請求を行った。その結果、本件処分により、本件決裁文書及び調査委員会等の資料のみが開示された。
- (3) 本件提出文書②に関する行政文書は全く開示されていない。当該文書は、ハラスメント審議会の方向を変えるかもしれない重要なものである。実施機関が適切に対応したのであれば、ハラスメント審議会委員に当該文書を何らかの方法で周知し、回答を得たはずである。
- (4) また、当該文書は、ハラスメント相談者の心情を吐露した個人情報であり、当該個人情報の審議等が存在しないということはない。
- (5) したがって、実施機関は個人情報を適切に管理していることを証明するために、適切な対象文書を特定し開示しなければならない。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 異議申立人は、異議申立書において、本件提出文書②に関わる行政文書等が全く開示されていない、と主張していると考えられる。
- 2 しかしながら、実施機関においては、本件提出文書②に関わる行政文書として、上記第 2 2 (1) ウ～カを開示している。

第 5 審議会の判断

1 争点

本件処分で特定した文書が、本件開示請求に係る保有個人情報として妥当か否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例の目的は、第 1条に規定しているように市民の基本的人権の保護及び市政の適正かつ円滑な運営の確保に寄与しようとするものである。そして、このような目的を達成するためには、市が保有する自己の個人情報は、開示が原則とされている。

しかし、開示請求の対象となる個人情報の中には、法令又は条例の規定で本人に開示をすることができないと明示している情報や、社会通念上本人に開示をすべきでないもの、開示をすることにより他者の正当な権利利益を侵害したり、あるいは行政の公正又は円滑な運営が阻害されたりするものなど、本人に対してであっても、例外的に非開示とせざるを得ないものがある。

このため、立法者は、条例の制定に際し、制度の趣旨及び個人情報の開示の原則を定めるとともに、なお、例外的に非開示とせざるを得ない情報があると判断し、これを条例第20条第 1項各号において非開示情報として具体的に類型化している。

この例外的な非開示情報については、個人情報開示の原則に照らし、できる限り制限的に解すべきであるが、個人情報の開示を請求する権利は、プライバシーの権利の保障の観点から、条例によって具体的に認められたものであることから、開示か非開示かは、条例の法文を解釈して判断すれば足りる。

したがって、当審議会における具体的事案の審理に際しては、条例第20条第 1項各号に該当するか否かが、条文の文言、趣旨及び目的に照らして判断されるべきものである。

3 ハラスメント審査会及び調査委員会について

実施機関は、公立大学法人名古屋市立大学ハラスメント防止対策ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を定め、相談窓口やハラスメント対策委員のほか、ハラスメント審査会を設置している。

ハラスメント審査会及びハラスメント調査委員会における、ハラスメント事案の調査の流れは次のとおりである。

(1) ハラスメントの相談者が、相手方の処分を望む場合、ガイドラインに基づきハラスメント調査委員会が設置される。

(2) ハラスメント調査委員会においては、ハラスメント申立書により、ハラスメント申立人（以下「申立人」という。）の主張及び原因事実について整理する。また、申立人に対して事情聴取を実施する。

(3) ハラスメント事案の相手方及び関係者に対して個別に事情聴取を実施する。ここでは、申立人の主張する原因事実ごとに、申立人、相手方、関係者の三者からの事実聴取をもとに事実認定を行う。

なお、当該事実認定にあたっては、申立人に対し文書の提出を依頼することもある。

(4) 認定できた事実が、ハラスメントに該当するかガイドラインなどをもとに評価を行う。

ハラスメントに該当すると評価された場合、加害者や管理監督者の処分案について検討がなされる。

(5) ハラスメント調査委員会における審議が終了すると、当該事案を担当したハラスメント対策委員及び実施機関の副理事長に対してハラスメント調査委員会から報告がなされる。

当該報告（以下「調査委員会報告」という。）は、通常対面で行われており、報告に際して特定の行政文書を作成すべき定めは存在しない。

(6) 調査委員会報告を受け、ハラスメント事案を担当したハラスメント対策委員から副理事長に意見の報告がなされる。

当該報告（以下「対策委員報告」という。）は、報告書を文書で提出することによって行い、当該報告書は提出された後、実施機関内で共有される。

また、対策委員報告に際して、特定の行政文書を作成すべきとする定めは存在しない。

- (7) 副理事長は、意見及びハラスメント調査委員会の検討結果をハラスメント審査会に対して報告する。ハラスメント審査会はその報告を受けて処分案を審議する。

4 本件請求文書について

本件請求文書は、本件提出文書①及び本件提出文書②が異議申立人からハラスメント調査委員会に提出された後、それらがどのように扱われ、どのように管理されていたかが分かるものを指すと考えられる。

5 本件行政文書の特定について

- (1) 本件行政文書を見分したところ、次の事実が確認された。

本件提出文書①は、異議申立人から提出された後、供覧の上、ハラスメント調査委員会での審議資料として用いられており、上記第 22 (1)ア～カに含まれている。また、本件提出文書②は、ハラスメント調査委員会での審議資料として用いられており、上記第 22 (1)ウ～カに含まれている。

- (2) 上記のことから、本件行政文書は、本件提出文書①及び本件提出文書②がどのように扱われ、どのように管理されていたかを示すものと言え、実施機関が本件開示請求に係る保有個人情報として本件行政文書を特定した判断は妥当であったと認められる。

- (3) 加えて、実施機関によると、本件提出文書①は、本件決裁文書によってハラスメント審査会事務局内で供覧がされているが、本件提出文書②については、直後に開催された第 4回調査委員会において同事務局でも情報共有されていたことから、平成〇年〇月〇日付け起案のものと同趣旨の文書は作成されなかったものと思料されることである。

また、その他にも本件行政文書以外に請求内容を満たす文書は存在しないことである。

- (4) ハラスメント相談者からの提出資料をどう取り扱うかについて定めがない以上、実施機関の当該主張が不合理であるとまでは認められない。

また、異議申立人から、本件行政文書以外に本件開示請求の趣旨を満たす行政文書が存在していると認めるに足りる主張はなされておらず、また当

該行政文書の存在を推認させる具体的な事実も認められない。

(5) 以上のことから、本件処分で特定した文書は、本件開示請求に係る保有個人情報として妥当であったと認められる。

6 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

第 6 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成27年 7月29日	諮問書の受理
8月17日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
9月24日	実施機関の弁明意見書を受理
10月 5日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
10月26日	異議申立人の反論意見書を受理
令和 3年 4月23日 (第 271回審議会)	調査審議
5月28日 (第 272回審議会)	調査審議
6月25日 (第 273回審議会)	調査審議
7月30日 (第 274回審議会)	異議申立人の意見を聴取
8月27日 (第 275回審議会)	調査審議
9月24日 (第 276回審議会)	調査審議
10月22日 (第 277回審議会)	調査審議
11月 5日	答申